

平成29年3月8日

無線設備規則の一部を改正する省令案について  
(平成29年3月8日 諮問第4号)

[広帯域電力線搬送通信設備に関する規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、濱元係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

(谷口電波監視官、柴田係長)

電話：03-5253-5905

## － 広帯域PLCに関する規定の整備 －

### 1 はじめに

高周波利用設備は、電波を空間に発射することを目的とするものではないが、漏洩する電波が空間に輻射され、その漏洩電波による混信又は雑音が発生し、無線局に妨害を与える可能性があることなどから、原則として個別設置許可が必要となっている。

本件は、高周波利用設備の一つである広帯域の電力線搬送通信設備（PLC）に係る設置許可要件を定めた無線設備規則第59条第1項の規定に関して、電気事業法等の改正に伴う規定の整備のための改正案について諮問するものである。

### 2 改正概要

#### 広帯域PLCに関する規定の整備（無線設備規則第59条第1項の改正）

広帯域PLCの個別設置許可要件の規定について、電気事業法等の改正に伴い、疑義が生じないように規定の整備を行う。

### 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定（公布日の施行を予定）。

— 広帯域PLCに関する規定の整備 —

1 はじめに

(1) 高周波利用設備制度の概要

高周波利用設備は、電波を空間に発射することを目的とするものではないが、漏洩する電波が空間に輻射され、その漏えい電波による混信又は雑音が発生し、無線局に妨害を与える可能性があることなどから、原則として個別設置許可が必要。

(2) 電力線搬送通信設備(PLC)について

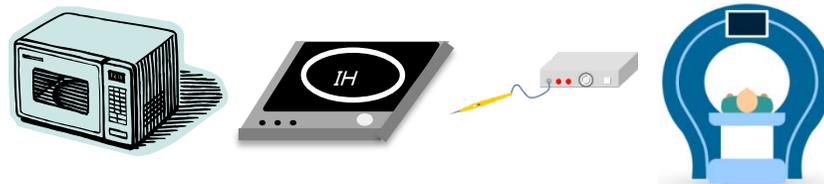
- PLCは、電力線を伝送路として、高周波電流を重畳して通信を行うもの。
- 低帯域(10kHz～450kHz)のものは家庭内用インターホン等に、広帯域(2MHz～30MHz)のものは家庭内LAN等に利用されている。
- PLCは、放射される漏えい電波により航空・船舶通信や放送受信機等に妨害を与えるおそれがあることなどから、高周波利用設備の一つとして監理されている。

(3) 広帯域PLCに係る個別設置許可に関する規定の整備

本件は、電気事業法等の改正に伴い、広帯域PLCの設置許可要件を定めた無線設備規則第59条第1項の規定の改正案について諮問するもの。

高周波利用設備の例

漏えい電波が無線局に妨害を与える可能性があるもの



電子レンジ

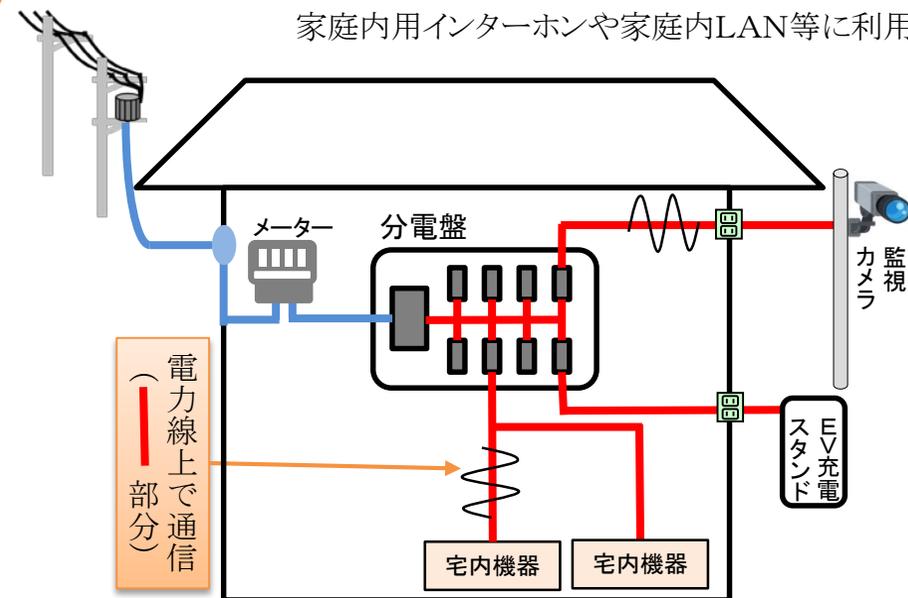
IH調理器

電気メス

MRI

PLCの例

家庭内用インターホンや家庭内LAN等に利用



電力線上で通信  
(部分)

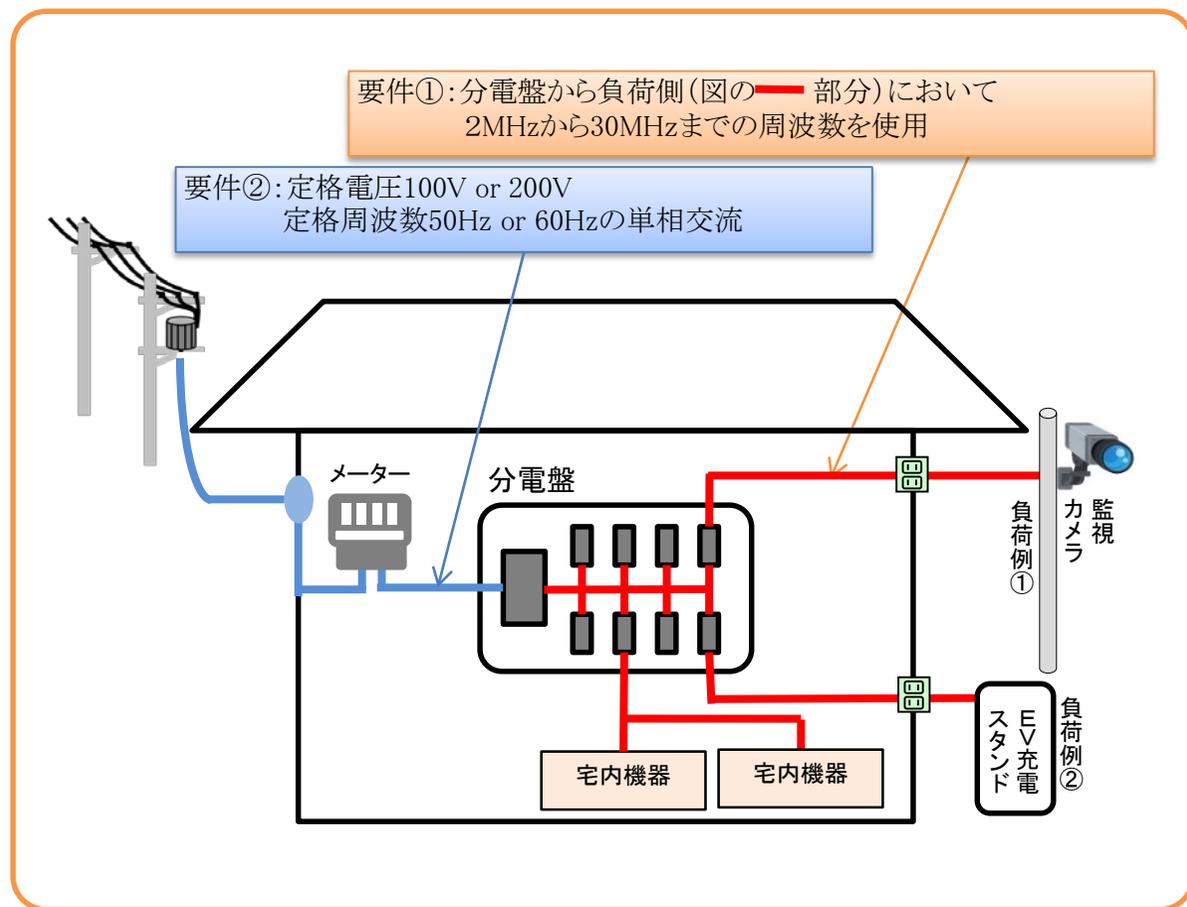
宅内機器 宅内機器

EV充電  
スタンド

監視  
カメラ

## 2 改正概要

- 現在、無線設備規則第59条第1項において、広帯域PLCの許可要件として、①電波法施行規則第44条第2項第2号に規定する分電盤から負荷側において2MHzから30MHzまでの周波数を使用するものであることが規定されている。
- このとき、電波法施行規則第44条第2項第2号に規定する分電盤は、②定格電圧100ボルト又は200ボルト及び定格周波数50ヘルツ又は60ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用する電力線搬送通信設備に係るものとして規定されていることから、①の要件は②を含んでいるものと解されている。
- 今般、電気事業法等の改正に伴い、上記の解釈について疑義が生じないように、無線設備規則第59条第1項においても②を規定する。



平成 29 年 3 月 8 日

日本放送協会に対する平成 29 年度国際放送等実施要請について  
(平成 29 年 3 月 8 日 諮問第 5 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、濱元係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(岩坪課長補佐、関本係長)

電話：03-5253-5798

## 日本放送協会に対する平成29年度国際放送等実施要請について

### I 要請放送制度

#### 1 目的

NHKに国際放送等を行うことを要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。

#### 2 概要

- (1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを要請することができる。

##### ○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)

- (2) 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。平成29年度は、ラジオ約9.6億円、テレビ約25.8億円、計約35.4億円。

### 3 これまでの取組

- (1) 国際放送は昭和26年度以降、また、協会国際衛星放送は平成19年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。
- (2) NHKは、現在、放送法第20条第1項第4号、5号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

## II 実施要請の内容

### 1 ラジオ国際放送

次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

#### 1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

#### 2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

#### 3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令第8条第1号ホに規定する資料を提出すること。

#### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額※を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

※ 平成29年度予算案が原案どおり成立した場合は約9.6億円。

## 2 テレビ国際放送

次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

### 1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

### 2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

### 3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。
- (4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令第8条第1号ホに規定する資料を提出すること。

#### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額※を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

※ 平成29年度予算案が原案どおり成立した場合は約25.8億円。

以上

# テレビ国際放送の実施要請書の比較表

(参考1)

平成29年度 (案)	平成28年度
<p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。</p>	<p>(同左)</p>
<p>1 放送事項 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 (2) 国の重要な政策に係る事項 (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 (4) その他国の重要事項</p>	<p>(同左)</p>
<p>2 放送区域 北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州</p>	<p>(同左)</p>
<p>3 その他必要な事項 (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。 (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。 (3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、<u>多言語化に向けて、必要な取組に努めること。</u></p>	<p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、<u>英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること。</u></p>
<p>(4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。 (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）<u>第8条第1号ホ</u>に規定する資料を提出すること。</p>	<p>(同左)</p> <p>(5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）<u>第7条第1号ホ</u>に規定する資料を提出すること。</p>
<p>4 国の費用負担等 (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</u>とする。</p>	<p>(同左)</p> <p>(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成28年度予算（平成27年度補正予算を含む。））において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。 (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</u>とする。</p>

## 補正予算による試行的取組(平成27年7月～平成28年9月)

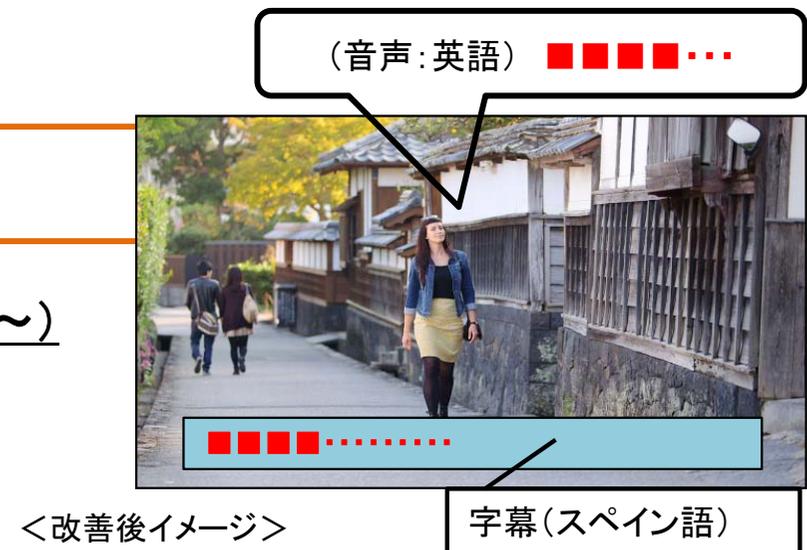
- ・ NHKにおいて、中南米向けにスペイン語字幕を付与する実証を実施【平成26年度補正・平成27年度補正】
- ・ 通訳者が、リアルタイムで英語音声からスペイン語に翻訳して字幕付与しているため、映像に対応したスペイン語字幕の表示が遅れることが課題。

<イメージ>



## NHKが多言語化に向けて取組を継続(平成28年10月～)

- ・ 平成28年10月以降も実証を継続
- ・ 映像と字幕表示のズレの改善を図る予定



<改善後イメージ>

## 国際放送の現状

### 1 ラジオ国際放送

(1) 放送時間 1日延べ64時間30分

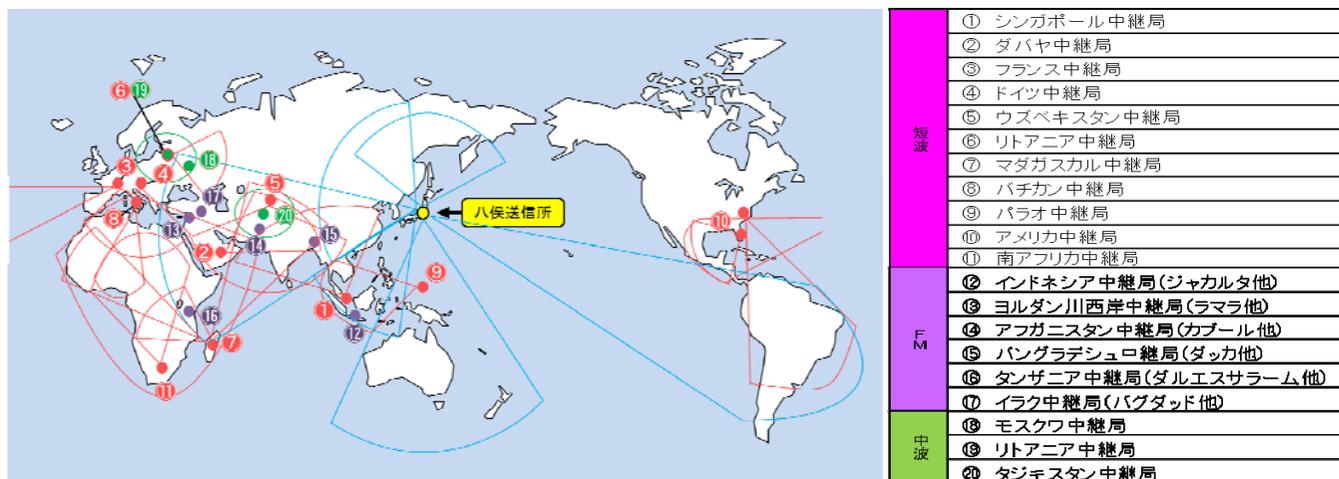
(2) 放送区域 15区域

(欧州、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)

(3) 使用言語 18言語

(日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語(ハングル)、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)

(4) 送信施設 国内送信所1か所(八俣送信所)、海外中継局20か所



(⑥と⑲は同じ)

### 2 テレビ国際放送

(1) 放送時間 外国人向け：1日23.7時間程度(株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間)

邦人向け : 1日5時間程度

(2) 放送区域 外国人向け : インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。

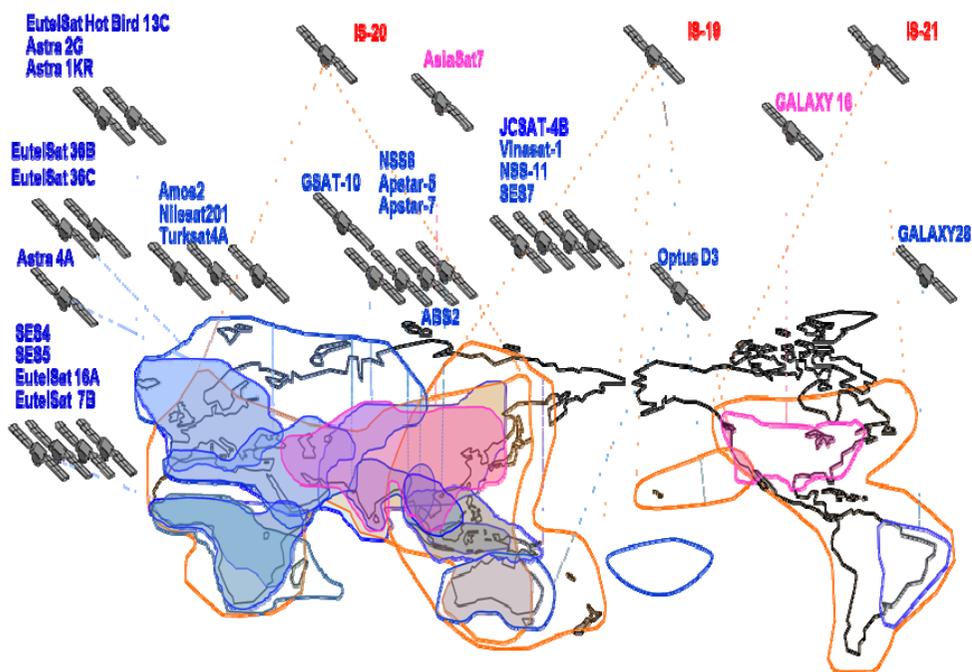
邦人向け : インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。

(3) 使用言語 2言語(日本語、英語)

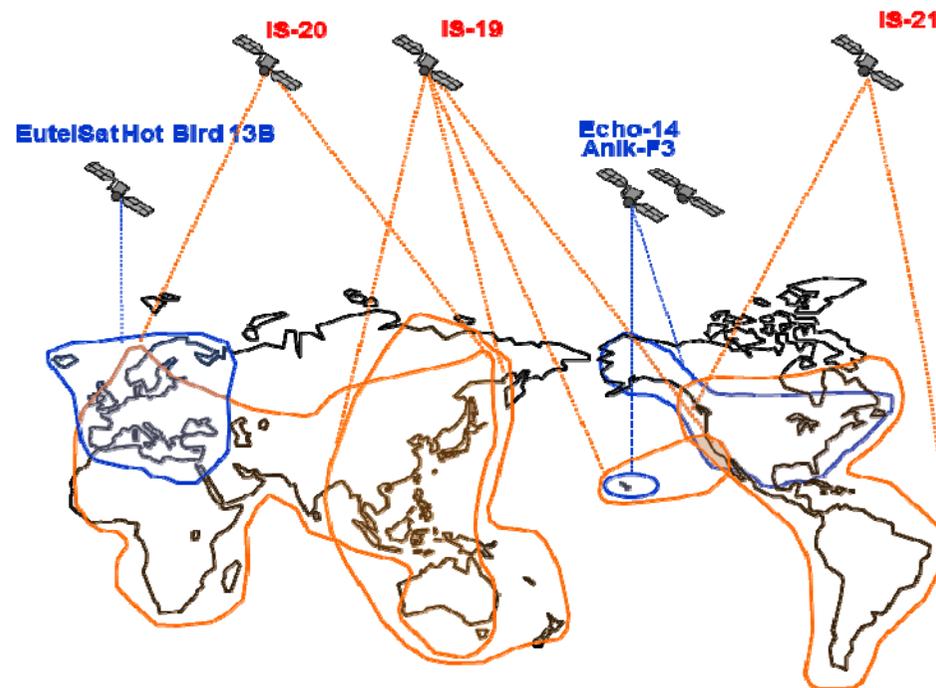
(4) 送信衛星 外国衛星32基

(5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信のほか、CATVやホテルなどでも視聴が可能。

### <外国人向け>



### <邦人向け>



- 直径2.5～6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)
- それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)
- 主にホテルにて視聴可能

# 総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移

(単位:億円)

年度	総務省 交付金額		NHK国際放送関係費
	ラジオ国際放送	テレビ国際放送	
20	18.1	15.2	150
21	10.5	24.5	167
22	9.5	24.5	175
23	9.5	24.5	176
24	9.5	24.5	188
25	9.5	24.5	205
25補正	—	5.0	—
26	9.6	24.9	217
26補正	—	3.9	—
27	9.6	25.8	278
27補正	—	1.0	—
28	9.6	25.8	302
29(案)	9.6	25.8	312

※ 平成27年度までは決算額、平成27年度補正及び平成28年度は予算額、平成29年度は予算(案)。

※ NHK国際放送関係費については切り捨て、交付金額については四捨五入。

※ 平成25年度決算額及び平成26年度決算額(NHK国際放送関係費部分)には平成25年度補正予算の交付金(5億円)、平成27年度決算額(NHK国際放送関係費部分)には平成26年度補正予算の交付金(3.9億円)が含まれている。

※ NHK国際放送関係費については、平成23年度までは税込金額であるが、平成24年度からは税抜金額となっている。

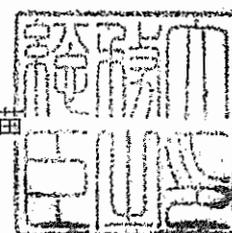


総情国第7号-1  
平成28年4月1日

日本放送協会

会長 靱井 勝人 殿

総務大臣  
山本 早苗



平成28年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

### 3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成28年度予算）において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

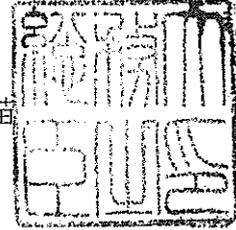
以上



総情国第7号-2  
平成28年4月1日

日本放送協会  
会長 萩井 勝人 殿

総務大臣  
山本 早苗



平成28年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。  
また、英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること。
- (4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

#### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成28年度予算（平成27年度補正予算を含む。））において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

以上

## ○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

### （目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

### （定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 （略）

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～二十九 （略）

#### (放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

#### (目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

#### (業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～6 (略)

7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～11 (略)

#### (外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十一条第二項において

同じ。)として保有しなければならない。

- 一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。
  - 二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。
- 2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。
  - 3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十六条 協会は、第二十条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第八十二条第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。
- 3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、協会以外の基幹放送事業者の意見を聴かなければならない。
- 4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

#### （国際放送の実施の要請等）

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。
- 5 第二十条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

#### (国際放送等の費用負担)

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

- 2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

#### (放送番組の編集等)

第八十一条 (略)

2・3 (略)

- 4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにならなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにならなければならない。
- 6 (略)

## (電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第二十二条（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)